清川村地域防災計画(案)に関するパブリックコメントの実施結果について

次のとおりパブリックコメントを実施しましたので、その結果を公表します。

- 1 対 象 清川村地域防災計画(案)
- 3 意見提出者数 3 人(74件) 及び件数
- ◎ お寄せいただいたご意見と、ご意見に対する清川村の考え方については、次のとおり取りまとめましたので報告いたします。
 - ご意見・ご提案をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

整理番号	該当箇所	意見要旨	村の考え方
1	パブコメについて	同時期に、ボリュームの多い計画についてパブコメを求められても、コメントできる方は少ないのではないでしょうか。日頃より、住民に丁寧な説明をされる姿勢を強調されているように思いますが、だとしたら、まず住民説明会など開き、内容について説明する場を持っていただきたく思います。	計画に関して述べているわけではないので、回答は差 し控えます。 本件は個別のご質問ですので、直接担当にお問い合わ せいただくようお願いします。
2	P1 1-1-2-3	2 項「村の総合計画」及び3項「防災関係機関の 定める計画等」との関係の項に関して「第4次清川 村総合計画」と本計画」、及び3項で記載の ある「村及び防災機関で定める計画・マニュアル」 の体系的なリスト・関係図を示すことはできません か?	ご意見ありがとうございます。 P1 第1章 計画の目的及び策定方針 第2節 2 村の 総合計画との関係に追記しました。
3	P1 1-1-2-3	現行の地域防災計画にも「行動計画(業務継続計画等)を作成する」「各種細部マニュアルを適宜作成する」とありますが、これは作成され、周知されているのでしょうか。	必要に応じて作成し、関係機関と共有しています。
4	P2 1-1-4-3	住民への計画の周知はどのように行うのでしょうか。大切なことなので、できる限り多くの住民が内容を理解できるように、パンフレットの作成・配付や説明会の実施などが定期的に行われるように、ここに明記してはいかがでしょうか。	ご意見ありがとうございます。 計画に明記しなくてもよいと考えます。 また、防災訓練などで自助・共助については、説明し ています。
5	P2 1-2-4-2	計画は毎年検討加え、必要な際は修正を加える。 とあります。⇒平成31年4月に改訂してから令和6 年迄必要な修正はなかったのでしょうか?	国及び県の計画等の状況を見て、計画を修正していきます。
6	P2 1-2-4-2	清川村総合計画 前期/後期とリンクして修正する 様になっているのでしょうか?	ご指摘のとおり、計画の改定時のほか、国及び県の計画等や社会情勢の変化等に応じて、必要があると考えられるときは修正します。

7	P2 1-2-4-3	村職員、防災機関、村民に広く周知。とあります。 ⇒各部門での周知方法/状況は適切であったかで しょうか?	村ホームページや防災訓練等で周知しており、適切であると認識しています。
8	P4 1-2-2-1	人口、社会的条件の項目は最新の数字になっています。村の総合計画のもとになっているデータと齟齬はありませんか?総合計画では、人口増をうたっており、3,000人で計画を立てています。	本計画は、計画期間を定めず、必要に応じて修正を加 えることを前提して策定しているものですので、今後の 人口の推移により必要が生じた場合、随時修正します。
9	P4 1-2-2-1	また、後段で自主防災組織が出てきますが、自主 防災組織の現状把握された数字が出てきません。自 主防災組織が、共助の基本となる言い回しがされて いる以上、ここでデータが出ていないのは問題だと 思います。	P4 第1編-第2章-「第2節 社会的条件」は、災害時の被害等を想定するための基本的な条件を示すものであるため、自主防災組織数等の数量データを記載するものではないと考えます。
10	P4 1-2-1-4-(2) ウ	地震調査研究推進本部事務局のデータに基づいているのでしょうか? 引用文献やデータは、参考元を明記した方が良いのではないでしょうか。	P3 第1編-第2章-第1節-「4 活断層」に記載のとおり、地震調査研究推進本部地震調査委員会による調査に基づいています。
11	P7 1-3-1-2	風速・風向については、平均とされているが、数 値的におおよその数字は明記しても良いのではない でしょうか。	P6 第1編-第3章-第1節-「1 想定地震」に記載のとおり、神奈川県地震想定被害調査報告書(平成27年3月)に基づいており、同報告書において平均風速を条件としていることから、本計画においても同様の記載としています。
12	P8 1-3-1-3-(5)	この想定人数が、P9 の避難者数となっていると思うが、指定緊急避難場所と指定避難所にそれぞれ避難する人数を想定しておかなくて大丈夫でしょうか?	P9 第1編-第3章-第1節の避難者数については、地 震発生時の避難者数の想定を記載しているものですが、 村では地震のほか、風水害発生時の避難者数についても 想定しており、十分な受け入れ態勢を整備しています。 なお、避難所の受け入れ態勢等の本計画への記載については、今後、検討します。

13	P9 1-3-1-3	※表示となっているが、単純に村民人口における 要配慮者数の比率でわずかとなっていませんか?過 去の避難所に要配慮者が避難した人はいないことに なるのでしょうか? むしろ、要配慮者は、警戒レベル3相当で、「高齢 者等は避難」に該当し、積極的に避難させた方が良 いと思います。避難行動要支援者名簿の活用や、個 別計画で避難する人が予定されていないと理解して も大丈夫なのでしょうか?	P9 注釈に記載のとおり、*表示は10未満を表しており、要配慮者の避難者数については、想定される避難者が10人未満であるという意味ですので、「過去、避難所に避難した要配慮者がいない」ということではなく、また「個別計画で避難する人が予定されていない」わけでもありません。 なお、村では避難行動要支援者名簿を作成し、災害時には名簿登録者と個別に連絡を取る等の対応を行っています。
14	P9 1-3-1-3	上水道被害の欄を見ると、断水人口が80人、4日後には0人となっていますが、断水人口、復旧日数共に見込みが甘くないでしょうか? 以前、村内で大規模な断水が発生した際、80人規模ではなかったような印象があります。この数字の計算式はどのように求められたのでしょうか?	P6 第1編-第3章-第1節-「1 想定地震」に記載のとおり、神奈川県地震想定被害調査報告書(平成27年3月)に基づいており、同報告書において上水道被害の想定については、兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災の起因となった地震)等の被害データに基づく算定式などにより算出された数値です。
15	P9 1-3-1-3	清川村の被害想定結果一覧表(抜粋) 被害想定される避難者数、避難期間で現状の村が備 蓄している物資量での対応余裕度はどの程度でしょ うか?	村では地震のほか、風水害発生時の避難者数についても想定し、十分な備蓄をしています。
16	P9 1-3-1-3	仮に清川村が孤立地域となった際の考慮はされて いるのでしょうか?	P71 第2編-第3章-第11節-「5 ヘリポートの開設」に記載のとおり、ヘリコプター臨時発着場を3箇所確保しています。
17	P11 1-3-2	むらづくり という表現でもよいのでしょうか? 意図してまちづくりとしているのでしょうか?	ご意見ありがとうございます。
18	P14 1-5-1-1-(3)	「皆のむらは」としない理由は?	「皆のむら」「むらづくり」に修正します。
19	P14 1-5-1-1-(3)	計画全体の中で、「まちづくり」・「むらづくり」を どのように使い分けをしているのでしょうか?	P∏、PVIII、P11、P14、P21、P23、P97

20	P14 1-5-1-1-(3)	村民の主体的取り組みとして、自主防災組織が出てきますが、具体的に何のことですか?自治会ですか?自治会役員にその自覚があるでしょうか。私自身、自治会役員ですが、防災名簿は作りましたが、適当に振り分けた名簿で、いざというとき機能するとは思えません。	自主防災組織については、災害対策基本法の基本理念に規定されている、住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織として、村では自治会でその役割を担っていただいていると認識しており、P20 第1編-第5章-第4節-「6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者」の(10)に定めている役割を分担していただいています。
21	P14 1-5-1-2	減災のための行動の促進:「公助」の限界、「自助」「共助」が必要なため、日常的な減災のための行動と実践の促進 ⇒個人や家族、地域、企業、ボランティア団体等へ如何なる働きかけ方法/周知方法をしているのでしょうか	広報紙への掲載や回覧等を通じて周知しているほか、 防災訓練時において説明のうえ、働きかけています。
22	P14 1-5-1-3	女性の消防団はいるのでしょうか?	
23	P14 1-5-1-3	募集はしているのでしょうか?	ご意見ありがとうございます。本件は消防団の運営に 関する個別のご質問ですので、直接担当にお問い合わせ
24	P14 1-5-1-3	男女共同参画をうたっていますが、女性消防団員は入会できるのでしょうか?	いただくようお願いします。
25	P15 1-5-3-1-(2)及び(3)	主語は村民ですね。これらを村民が積極的に取り 組めるよう、村民への説明を丁寧にする必要がある とともに、地域の防災の核となってくれる組織を作 る手伝いが必要だと考えます。自治会の丸投げで機 能する組織が作れるとお考えでしょうか。高齢化も 相まって、相当困難なことと思いますが、村のお考 えを聞かせてください。	P15 第1編-第5章-第3節-「1 村民」の(2)は、 災害対策基本法第7条第3項に規定されている「住民等 の責務」に基づき本計画に記載しています。 なお、村の役割としては、毎年実施している防災訓練 等をとおして、地域防災力の向上を支援しています。 村民への説明や組織を作る手伝いに関しては、ご意見 として参考にさせていただきます。
26	P15 1-5-3-1-(2)及び(3)	自助共助の啓蒙として大切な事業と位置付けられる防災訓練について、住民の参加しにくい猛暑の夏に実施するのはなぜですか?以下は消防審議会の議事録にあった理由です。 ・防災の日だから(これはずいぶん硬直した考え方です。理由になりません)。	ご意見ありがとうございます。参考とさせていただきます。

		・災害はいつ起こるかわからないから(ならば、夜間や厳冬の時期にも防災訓練をしなくてはなりません。福祉施設などでは、実際夜間や抜き打ちの訓練を実施します。でも、村の防災訓練の目的と、入所施設などの訓練では目的が違うのではないでしょうか?)	
27	P15 1-5-3-1-(2)及び(3)	自助共助についての村の施策はどこに掲げられていますか?十分計画に盛り込まれているとお考えですか?	自助とは「一人ひとりが自ら取り組むこと。」、共助とは「地域や身近にいる人どうしが一緒に取り組むこと。」であることから、具体的に村の施策に掲げて取り組むものではないと認識しております。 なお、本計画においては、P15 第1編一第5章—「第3節村民等の責務」で、自助共助のための備え等を記載しています。
28	P17 1-5-4-1-(1)ス	ホームページで文教対策を検索しても、それらし い回答がないのですが、どういう意味でしょうか?	文教とは、学問・教育に関することを表す言葉であり、 災害時における学問・教育に関する対策を意味していま す。
29	P20 1-5-4-6-(10)	現状の自治会はここにあるような防災に関する活動はできていませんし、今の加入率や高齢化率、ライフスタイルの多様化などから考えても、この計画通りの活動を自治会にしてもらうのは現実的ではないと思いますが、具体的にどのようにして実現していくのでしょうか。	P15 第1編-第5章-第3節-「1 村民」の(2)は、 災害対策基本法第7条第3項に規定されている「住民等 の責務」に基づき本計画に記載しています。 なお、村の役割としては、毎年実施している防災訓練 等をとおして、地域防災力の向上を支援しています。
30	P21 2-1-1-1	上から8行目は改行ミスだと思われます。	ご指摘のとおり、改行を削除しました。
31	P21 2-1-2	P21 のみ記載されている「防災活動圏」は、具体的に説明するとなると、圏域の範囲はどのようなものを想定しているのでしょうか? 防災訓練の区域ごとをイメージしているのでしょうか?	地域の方々が防災活動を行える範囲を指しますので、 自治会等の単位を想定しています。

32	P21 2-1-3	道路及び橋梁の整備や耐震性の強化は財政負担も 大きいと思われますが、財政計画との関連など、ど のように計画が立てられているのでしょうか。	「清川村みちづくり計画」や「清川村橋梁長寿命化修 繕計画」、「清川村財政計画」に基づき実施するものです。
33	P22 2-1-5-1 及び 2	上下水道の復旧資機材については、村で持つわけではなく、他機関に持ってきてもらうという意味でしょうか。	ご意見のとおりです。建設協力会を始め、応援団体等 施工業者へ工事施工時に調達してもらいます。
34	P24 2-2-1	書式が定まっているのであれば、巻末に参考書式 として添付してある方が、発災時に活用できるので はないでしょうか?	罹災証明書とは、申請に応じて村が現地調査や写真判定により被害の事実を確認したうえで発行するものです。様式についても全国統一の様式となっていることから、本計画に添付する必要はないと考えます。
35	P25 2-2-3-(3)	総務省消防庁「地方公共団体における業務継続計画策定状況の調査結果」令和3年の調査において、清川村は、地域防災計画に位置付けていると回答しているようです。本計画において、発災後●日以内に、事業再開目安等が明記されておらず、BCPを独立して策定した方が良いと思います。ほかの市町村の多くはBCPを独立して策定して策定しています。いかがでしょうか?	P1 第1編-第1章-第2節-「3 村及び防災関係機関の定める計画等との関係」に記載のとおり、細部事項については、必要に応じて作成します。
36	P27 2-2-4-1-(2)	当該計画では福祉避難所が明記されていますが、 現在のホームページでは「福祉避難所」が明記され ていないのはなぜでしょうか?	ご意見ありがとうございます。 福祉避難所は、二次的な避難所であるため、ホームペ ージで明記していません。
37	P26 2-2-4-(3)	現時点で、当該マニュアルは、どこに掲載されて いるのでしょうか?	コロナによる避難所の体制が通常と変更になっている
38	P27 2-2-4-3	避難所運営マニュアルの作成・周知の状況はどう なっているのでしょうか。	- ため、現状に併せて避難所運営マニュアルの作成を検 しています。
39	P28 2-2-4-5	指定緊急避難所等への避難訓練は、毎年開催して いる避難訓練で実施しているのでしょうか?	避難訓練については、毎年実施している防災訓練の中 に位置づけ、指定緊急避難所等への非難を想定のうえ実 施しています。

40	P28 2-2-4-6	煤ケ谷地区に予定地は確保しておかなくても大丈 夫なのでしょうか?	今後、煤ヶ谷地区にも確保に向け、予定地を検討していきます。
41	P30 2-2-5-5-(1)	応急仮設住宅との違いは、どのように違うのでしょうか?	福祉仮設住宅とは、応急仮設住宅の一形態でバリアフ リー等の設備・仕様が施された仮設住宅です。
42	P31 2-2-5-6	現行の計画でも「外国人向けパンフレットの配 布」と、ありますが、既に実施しているのでしょう か。	外国人向けパンフレットの作成に向け、検討していま す。
43	P31 2-2-6-2	飲料水の確保については個人の対策に任せられて いるという認識でよいのでしょうか。	ご意見のとおり、自助の取り組みとして飲料水の確保 をお願いする趣旨で記載しています。 なお、村においては南関東地震の被害想定に対する分 量の備蓄を確保しています。
44	P31 2-2-6-2-(2)	「アルファ米等としは」は誤記載と思われます。	ご指摘のとおり、「アルファ米等とし」に修正しました。
45	P32 2-2-6-3-(2)	備蓄品目は毛布、・・・と前文にある項目に、生理用品等も追加したらどうか?	ご意見ありがとうございます。記載の仕方は問題ない と思います。
46	P32 2-2-6-3-(2)	なぜ、生理用品等だけ必要量を備蓄すると、別の 文章として表記しているのでしょうか?	個人差がありますので、別にして表記しております。
47	P32 2-2-6-4-(3)	担架は漢字表記が適当かと思います。	ご指摘のとおり、「担架」に修正しました。
48	P34 2-2-7-3	「感染症患者が発生したときは、平常時と同様の ~確保します」というのは、大規模災害時には現実 的にかなり難しいと思われますが、その場合の次善 策についても想定しておくべきではないでしょう か。	被災時においても、感染症患者が発生した場合の対応 として、平常時と同様の情報の収集・提供、患者の収容 が必要であることから、被災時に対応した連絡体制、搬 送体制、医療体制を確保します。

49	P34 2-2-8-4	「防災教育指導資料」が作成しているのでしょうか。また、それは学校現場で活用されているのでしょうか。	村教育委員会では、社会科副読本を作成しており、その中に防災関係を掲載しています。 また、学校の授業では、教科書の他に社会科副読本を 授業で活用しています。
50	P38 2-2-11-1 及び 2	上下水道の復旧は、能登の例などを見ても現実的 にはかなり難航することが予想されますが、広域的 な支援や連携を効率的に運用するための体制は十分 に作られているのでしょうか。	P68 第2編-第3章-「第9節 ライフラインの応急 復旧活動」に記載のとおりです。 上下水道は、(公社)日本水道協会等を通じて、広域的 な応援協力体制で運用します。
51	P38 2-2-12	現行の計画でも遠方に所在する自治体との協定締結も考慮しているとありますが、具体的にそのような働きかけは行ってきているのでしょうか。 また、それが実現していないとすれば、何がハードルとなっているのでしょうか。	現在、県央地域市町村災害時相互応援等に関する協定 において、構成市町村と友好都市等を提携している都市 等の相互の応援体制を整えています。
52	P40 2-2-13-2	「防災資機材等の整備に努めます」とあるが、毎年、防災訓練の際、自治会ごとに資機材をチェックして村に報告していますが、集計し、過不足等の有無や改善点についてはないのでしょうか?フィードバックがないように思います。	自主防災倉庫は、自治会ごとで維持管理をしており、 資機材の点検は、資機材の保有状況を把握していただく ため実施しています。
53	P40 2-2-13-3	12月の議会だよりでも、女性消防団の採用も審議すると記載がありました。理解が進んでいないことに対して、どこに問題があるのでしょうか?また、村のホームページ「消防団募集」という項目において、「男女問わず」と一文追加するだけで、よいのではないでしょうか?	ご意見ありがとうございます。本件は消防団の運営に 関する個別のご質問ですので、直接担当にお問い合わせ いただくようお願いします。
54	P40 2-2-14-1	災害ボランティアセンターを開設とあるが、開設場所は事前に定義づけしていないという理解でよろしいでしょうか? また、災害ボランティアセンターと災害ボランティア活動拠点とは別に設置するということでよろしいでしょうか?	ご意見のとおりです。 なお、災害ボランティア活動拠点は、活動の拠点であ り、災害ボランティアセンターとは異なります。

55	P41 2-2-15	ことを・・・とあるが、文章が切れていません か?1 行目の文章が途中なのでしょうか?	ご意見ありがとうございます。文章を修正しました。 …ならないことが大切なため、日ごろから…
56	P41 2-2-15-2	「村は、防災週間や防災関連行事等を通じ、村民に対し、危険性を周知するとともに、以下の事項について普及啓発を図ります。」とあるが、防災訓練の実施結果について、ホームページ等で周知したらどうでしょうか?	ご意見ありがとうございます。参考とさせていただき ます。
57	P45 2-3-1-2-(2)	大雨警報で1号配備では、頻繁に職員が動員されてしまうことによって、働き方に無理が生じてしまうことを懸念します。水害時においてはオンラインでも十分連絡体制は確保できると思うので、基準を1段階ずらした方が良いと思います。	ご意見ありがとうございます。 配備基準については、1号配備で3課が全員の動員を 記載していますが、状況を考慮しながら、職員の動員を 行っていきます。
58	P48 2-3-2-4-(4)	組織図において、「本部事務局」を明記すべきでは ないでしょうか?この図を見る限り、総括参事が連 絡調整役の図に見えてしまいます。	ご指摘のとおり、「本部事務局」を明記します。 併せて、「本部長(村長)、副本部長(副村長、教育長)、 総括参事」を一つにまとめ、その間に追加し明記します。
59	P48 2-3-2-4-(4)	また、厚木北消防署 清川分署へ連絡する組織も本部事務局とわかるように、線で繋げてはいかがでしょうか?	ご指摘のとおり、線を繋げました。

60	P49 2-3-2-4-(9)	災害対策の優先順位付けがもっと必要だと思います。白丸ばかりでは、限られた人員(役場職員も全員が参集できるとは限らない中)でやりきれないと思います。また、分担を課で分けていますが、非常時には課の枠組みを越えて動くことも多々あると思われます。その際に、どれを最優先にしていくのかの想定として、この表はせめて5段階程度で分類すべきではないでしょうか。 もしくは、BCPのフェーズと整合性を図れるよう、【3時間以内・1日以内・3日以内・1週間以内・2週間以内・1か月以降】といったように、具体的にフェーズごとに分担及び分類した方が良いのではないでしょうか?	ご意見ありがとうございます。参考にさせていただきます。
61	P50 2-3-2-4-(9)	「義援金、寄附金品の受付、出納、保管、配分」 は、災害発生後3時間で対応すべき事項でしょう か?	ご指摘のとおり、「災害発生後3時間」の対応を削除しました。
62	P50 2-3-2-4-(9)	「災害時要援護者の支援」など、もっと優先すべ き事項はないでしょうか?	ご意見ありがとうございます。参考にさせていただき ます。
63	P56 2-3-3-3-(3) >>	P26 では、「避難所マニュアル」とありましたが、本ページでは、「避難所運営マニュアル」とあります。同じマニュアルか、別のマニュアルか、どちらでしょうか?	ご指摘のとおり、「避難所運営マニュアル」に修正しました。 P27 3の1行目「県避難所マニュアル策定指針」は、正式名称のとおりであるため、修正していません。
64	P56 2-3-3-3-(3) >>	毎年実施している防災訓練で、「避難所開設運営訓練」は実施しているのでしょうか? また、各自治会に、避難所運営マニュアルは、配布されているのでしょうか?	令和2年から4年度のコロナ禍において、職員による 「避難所開設運営訓練」実施しました。 また、コロナによる避難所の体制が通常と変更になっ ているため、現状に併せて避難所運営マニュアルの作成 を検討していますので、配布していません。
65	P60 2-3-3-5-(3) T	応急給水の計画として、受水槽や高架水槽、プー ルでどの程度の給水が可能なのでしょうか。	ご意見ありがとうございます。 本件は個別のご質問ですので、直接担当にお問い合わ せいただくようお願いします。

66	P60 2-3-3-5-(3) 7	プールの水は飲料水として利用可能なのでしょうか。	浄水器を備えていますので、利用可能です。
67	P60 2-3-3-5-(3)イ	給水が困難な場合に、日本水道協会に支援を要請 しますと、記載がありますが、村自ら給水車を配備 しておくことはできないのでしょうか。	村では、給水タンク等を備蓄し、対応することとしています。
68	P66 2-3-7-4-(1)ケ	(現 状): その他災害の防ぎょ又は・・・・ (改善案): その他災害の防御又は・・・・	ご指摘のとおり、修正しました。
69	P99 3-1-5-1-(1)	「土砂災害防止施設」の定義はあるのでしょうか?インターネットで検索しても、そのような用語は該当がなく、調べられませんでした。 どういった施設なのでしょうか?	土砂災害とは、土石流や地すべり、がけ崩れ等を指し、 それらを防止するための施設を土砂災害防止施設と言い ます。砂防堰堤や擁壁等が該当します。
70	P107 3-3-1	(現状)避難示 (改善案)避難指示	ご指摘のとおり、「避難指示」に修正しました。
71	P137 資料 1	アマチュア無線の名称や住所・連絡先が掲載され ていないようです。	協定書は締結しておりますが、防災関係機関には記載 しておりませんので、掲載していません。
72	P138 資料 2	「防災拠点施設関係一覧」で初めて職員宿泊施設という言葉が記載されていますが、計画の本文中には「職員宿泊施設」という言葉が明記されていないようです。防災拠点施設に指定しているのであれば、その用途等を本文中に明記した方が良いと思います。	ご指摘のとおり、P46(3)の次に、追加し修正しました。 (4) 村職員の宿泊施設 施設名所在地 清川幼稚園 煤ヶ谷 2130
73	P140 資料 3	資料4の委員がどの区分なのか、明記してほしいです。	ご指摘のとおり、P142表中の区分に委員の下に(号数) を追加修正しました。

74	P140 資料 3	特に、第3条第5項(4)ですが、「その部内の職員のうちから」となっているが、「部内」とは、清川村役場を指しているのでしょうか?そうした場合、役場の職員は、4名のはずですが、副村長しか該当する人がいないように思います。 資料4清川村防災会議委員名簿と、第3条の第5項の各号の人数定数と役職名が合致していないように思います。さらには、「清川村防災会議委員名簿」とありますが、第4条の専門委員が、含まれているのでしょうか?	ご意見ありがとうございます。人数の適正を図るとと もに、齟齬を確認し、必要に応じて修正します。 また、現在、専門委員は任命しておりません。
----	-----------	---	---